

別紙(2)

徳島県南メディアネットワーク株式会社  
放送番組基準

- 1 徳島県南メディアネットワーク株式会社（以下「県南てれび」という）は、文化の向上、公共の福祉、産業と経済の反映に役立ち、平和で豊かな地域社会の実現に寄与する為、民主主義の精神に従い基本的人権と世論を尊び、言語及び表現の自由を守り、法と秩序を厳守して地域社会の信頼にこたえる放送を行う。
- 2 放送に当たっては、次の点を重視し、番組相互の調和と放送時間に留意すると共に即時性、普遍性、多様性など有線テレビジョン放送の持つ特性を発揮し、内容の充実に努める。
  - (1) 的確な地域情報の提供
  - (2) 正確で迅速な放送
  - (3) 健全な娯楽
  - (4) 教育・教養の進展
  - (5) 児童及び青少年に与える影響
  - (6) 節度を守り、真実を伝える広告
- 3 次の基準は、有線テレビジョン放送の番組及び広告など、自主制作チャンネル全ての放送に適用する。
  - 第1項 人権・人格・名誉
    - (1) 人命を軽視するような取り扱いはしない。
    - (2) 個人や団体の名誉を傷付けたり、信用を損なうような放送はしない。
    - (3) 職業を差別的に取り扱うことはしない。
  - 第2項 人権・民族・国際関係
    - (1) 人種的、民族的偏見を持たせるような放送はしない。
    - (2) 国際親善を妨げるような放送はしない。
  - 第3項 宗教  
宗教に関する放送は、信仰の自由を尊重し公正に取り扱う。
  - 第4項 政治・経済
    - (1) 政治上の諸問題は、公正に取り扱う。
    - (2) 経済上の諸問題は、一般に重大な影響を与える恐れのあるものについては、特に慎重を期する。
    - (3) 意見が対立している公共の問題については、できるだけ多くの視点から論点を明らかにし公平に取り扱う。
    - (4) 現在、裁判にかかっている事件については、正しい法的措置を妨げるような取り扱い

はしない。

第5項 家庭と社会

- (1) 家庭生活を尊重し、これを破壊するような思想を肯定的に取り扱わない。
- (2) 公安及び公益を乱すような放送はしない。
- (3) 暴力行為は、どのような場合にも是認しない。

第6項 犯罪

- (1) 犯罪については、法律を尊重し、犯人を魅力的に表現したり、犯罪行為を是認するような取り扱いはしない。
- (2) 犯罪の手段や経過などについては、必要以上に詳細な描画をしない。

第7項 性表現

- (1) 性に関する事項は、視聴者に困惑・嫌悪の感じを抱かせないように注意する。
- (2) 性衛生や性病に関する事柄は、医学上、衛生上、教育上必要な場合の他は取り扱わない。
- (3) 一般作品はもちろんの事、たとえ芸術作品でも、極度に官能的刺激を与えないように注意する。
- (4) 性的犯罪・変態性欲・性的倒錯などの取り扱いには特に注意する。
- (5) 全裸は原則として取り扱わない。肉体の一部を表現するときには、下品・卑猥の感じを与えないように特に注意する。
- (6) 出演者の言動・動作・舞踊・姿勢・衣装・色彩・位置などによって、卑猥な感じを与えないように特に注意する。

第8項 表現

- (1) わかり易い表現を用い、正しい言葉の普及に努める。
- (2) 下品な言葉遣いは出来るだけ避け、また、卑猥な言葉や動作による表現はしない。
- (3) 人心に恐怖や不安または、不快の念を起こさせるような表現はしない。
- (4) 放送の内容や表現については、視聴者の生活時間との関係を十分に考慮する。

第9項 広告

- (1) 広告は放送時刻を考慮し不快な感じを与えないように注意する。
- (2) 表現は分かり易く適正な表現を用い、視聴者に錯覚を起こさせるような表現をしない。

第10項 訂正

放送の内容が事実と相違していることが明らかになった場合は、速やかに取り消し、または訂正する。